

2月は「相続・遺言推進月間」です！

「相続・遺言無料相談会」の開催

— 区役所・支所等で司法書士がお応えします —

親族の間で遺産分割の協議がうまくいかない、配偶者に先立たれ、どのような手続きをすればよいか分からない、あるいは故人に借金があったことに相続人が気付かず、多額の負債を相続してしまう等、様々な問題が起こり得ます。

そこで、京都市では、京都司法書士会及び一般社団法人京都公共嘱託登記司法書士協会との共催により、相続、遺言等に関する様々なお困りごとにお応えするため、無料の相談会を開催します。

1 日時・場所

実施日	時間	場所
2月 5日 (水)	午後1時 ～4時	西京区役所洛西支所 伏見区役所深草支所
2月 7日 (金)		東山区役所、山科区役所、下京区役所 右京区役所京北出張所
2月10日 (月)		左京区役所
2月12日 (水)		中京区役所、南区役所
2月13日 (木)		北区役所、右京区役所
2月18日 (火)		伏見区役所醍醐支所
2月21日 (金)		上京区役所、伏見区役所
2月27日 (木)		西京区役所

注1) 相談時間は、1組当たり20分程度です。

注2) 各会場へは、公共交通機関を御利用ください。

- 2 相談員** 京都司法書士会所属の司法書士
3 申込方法 当日受付（事前の申込みは不要です。）
4 問合せ先 京都司法書士会 総合相談センター
電話 075-255-2566